

○運転経歴証明書の交付

(第 105 条の 2 第 2 項)

改正 平成 29 年 3 月 12 日 令和元年 12 月 1 日

令和 5 年 1 月 4 日

審査基準

令和 7 年 4 月 1 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 105 条の 2 第 2 項
処分の概要	運転経歴証明書の交付
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法第 104 条の 4 第 1 項及び第 2 項（申請による取消し）、第 105 条（免許の失効）、第 105 条の 2 第 1 項（運転経歴証明書及び運転経歴情報の記録） 道路交通法施行令第 39 条の 2 の 5（運転経歴証明書の交付等）、第 39 条の 2 の 6（運転経歴証明書の交付等） 道路交通法施行規則第 30 条の 8（運転経歴証明書の交付等の申請の手続）
審査基準	
標準処理期間	岡山県公安委員会が、申請による免許の取消しを行い、又は失効した免許に係る免許証を交付し、若しくは特定免許情報を記録した場合であって、当該交付の申請が行われたときは、1～30 日（行政庁の休日は含まない。） （運転免許センター及び倉敷・津山運転免許更新センター 1 日、警察署 30 日）
申請先	運転免許センター、倉敷・津山運転免許更新センター又は警察署（岡山北、倉敷及び津山警察署を除く。）の交通課（交通第一課及び地域交通課を含む。）
問い合わせ先	交通部運転免許課免許作成係